



熊本県公報

第13487号
令和7年(2025年)
11月21日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○定期種畜検査の通報	(畜産課) 1
○公金の収納に関する事務委託	(森林整備課) 2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 2
○保安林の指定に関する予定	() 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○道路の区域変更	() 3
○道路の供用開始	() 3
○道路の供用開始	() 4
公 告	
○換地計画の決定	(農地整備課) 4
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 4
○農用地利用集積等促進計画の認可	() 6
登 載 依 頼	
○熊本県環境影響評価審査会第二部会の開催	(環境影響評価審査会) 10
○令和7年度(2025年度)警察機関向けマイクロソフトの ライセンス調達業務に係る一般競争入札による落札者等の決 定	(警察本部情報管理課) 11
○令和7年度(2025年度)鹿本地域保健医療推進協議会救 急医療専門部会の会議の開催	(鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 11
○熊本県人事委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する 規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 12
○令和7年度(2025年度)熊本丸中間検査及び一般整備工 事業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等	(天草拓心高校マリン校舎) 12
○令和7年度(2025年度)熊本丸中間検査及び一般整備工 事業務に係る競争入札の実施	() 13

告 示

熊本県告示第819号
家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定に基づき農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。
令和7年(2025年)11月21日

熊本県知事 木 村 敬

検査日	種畜証明書番号	頭数	畜種	検査成績	飼養者
10月14日 (火)	21801120006	1頭	馬	2級	(株) ストームファームコーポレーション
	11383084359 11373099875	2頭	肉用牛		西田 裕誠
	21801170007 22201150005	2頭	馬		
	21743010006 21843010007 21843010008 21843010009 22043110001 22043110005 22143010001	15頭	馬	2級	古閑 清和

22243010009				
22243010010				
22243010012				
22301150005				
22443020005				
22443020006				
22543080001				
22543080002				
11363157226	1頭	肉用牛	1級	

熊本県告示第820号
地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第2項及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第28条の2の規定により告示する。

- 令和7年（2025年）11月21日
- 熊本県知事 木村 敬
- 公金事務の委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称及び事務所の所在地
 - 名称 熊本県森林組合連合会
 - 所在地 熊本県熊本市東区戸島二丁目3番35号
 - 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
令和7年度（2025年度）県有林整備事業第3号業務に係る素材売払代金
 - 法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年（2025年）11月5日
 - 法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和7年（2025年）11月5日
 - 指定公金事務取扱者が委託を受けて公金事務を行うことができる期間
令和7年度（2025年度）県有林整備事業第3号業務の委託契約期間

熊本県告示第821号
森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

- 令和7年（2025年）11月21日
- 熊本県知事 木村 敬
- 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋字飽草387番2、393番
 - 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第822号
森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

- 令和7年（2025年）11月21日
- 熊本県知事 木村 敬
- 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字下椎葉4208番
 - 指定の目的 水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下椎葉4208番（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに相良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第823号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年（2025年）11月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）11月21日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	越小場湯浦線	葦北郡芦北町大字豊岡字村添 199番3地先から	前	6.2 ～ 9.7	47.2	防安交 (交通安全)
			後	6.2 ～ 7.7	47.2	
		同所 21番2地先まで	前			
			後			

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）11月21日

熊本県告示第824号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年（2025年）11月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）11月21日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇市赤水 115番2地先から	前	8.7 ～ 9.5	76.3	橋りょう改築工事
			後	8.7 ～ 9.5	76.3	
		同所 116番3地先まで	前			
			後	9.5 ～ 13.4	84.8	

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）11月21日

熊本県告示第825号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和7年（2025年）11月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）11月21日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇市赤水 115番2地先から	84.8	橋りょう改築工事

		同所		
		116番3地先まで		
2	供用を開始する期日	令和7年（2025年）11月21日		

熊本県告示第826号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和7年（2025年）11月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）11月21日
熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等				
道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	387号	合志市須屋字東大窪 2661番3地先から 同所 2661番3地先まで	52.8	防交 (安全)
2	供用を開始する期日	令和7年（2025年）11月21日		

公 告

熊本県公告第679号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営天草中央中地区（道面換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和7年（2025年）11月21日
熊本県知事 木 村 敬

- 1 縦覧の期間 令和7年（2025年）11月25日から
令和7年（2025年）12月22日まで
- 2 縦覧の場所 天草市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第680号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和7年（2025年）11月21日
熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要				
農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
平山 加代美 (亡) 田口 安彦	あさぎり町	皆越 直樹	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田西字水無 3364
宮崎 健一郎	あさぎり町	皆越 直樹	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田西字中道 3487-3
丸内 保子	錦町	北川 一之	あさぎり町	球磨郡あさぎり町須恵字鳶山1 614-7ほか4筆
愛甲 一典	あさぎり	北川 一之	あさぎり	球磨郡あさぎり町須恵字中島5

	り町		り町	6 6 7 - 1 ほか1筆
梅山 剛生	あさぎり町	北川 一之	あさぎり町	球磨郡あさぎり町須恵字中島5 7 1 0
橋口 耐子	あさぎり町	西野 雅倫	あさぎり町	球磨郡あさぎり町須恵字寺池6 4 6 5 - 2 ほか1筆
池田 清吾	あさぎり町	石山 孝史郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上北字国貞1 7 4 7 - 1
辛嶋 紘一	錦町	井上 公博	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原南字福ノ 原1 1 9 1 ほか3筆
高橋 二千夫	あさぎり町	深田 穰二	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上西字大島1 5 5 ほか2筆
桑原 之彦	あさぎり町	村崎 明	あさぎり町	球磨郡あさぎり町深田東字田頭 1 6 6 1 ほか4筆
荒木 辰義	あさぎり町	村崎 明	あさぎり町	球磨郡あさぎり町深田東字田頭 1 6 9 5 ほか1筆
土山 経喜	あさぎり町	村崎 明	あさぎり町	球磨郡あさぎり町深田東字田頭 1 6 9 6 ほか2筆
吉川 泰人	人吉市	濱田 定武	あさぎり町	球磨郡あさぎり町深田西字古町 2 3
住田 義弘	あさぎり町	村山 生悟	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原南字永岡 1 9 8 4 ほか2筆
中村 信義	兵庫県 伊丹市	岩田 明	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田東字築地 4 3 0 3 - 1 ほか5筆
中村 信義	兵庫県 伊丹市	恒松 明男	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田東字北築 地3 3 0 8 - 1
中村 賢一	あさぎり町	椎葉 智章	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原南字福ノ 原1 2 4 1 - 1 ほか1筆
福原 孝子	あさぎり町	杉下 和治	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原北字伊勢 本9 0 6 - 1
福元 和男	多良木 町	福屋 栄二郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原南字齊堂 原8 9 7 ほか1筆
田原 武茂	あさぎり町	福屋 栄二郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原北字天神 1 0 2 0 - 1 ほか1筆
若杉 須賀子	あさぎり町	福屋 栄二郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原北字新別 府5 8 - 2 ほか3筆
中村 幸子	あさぎり町	福屋 栄二郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原南字新齊 堂4 5 ほか2筆
平山 貴美子 (亡) 平山 一富	あさぎり町	福屋 栄二郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原北字新別 府3 7 - 1
奥村 昇	埼玉県 春日部 市	福屋 栄二郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原南字齊堂 原7 6 6 - 1 ほか1筆
星原 秀一	あさぎり町	濱田 敬一	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原北字宮野 2 0 7 - 1
前田 研喜	あさぎり町	清田 雄司	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原南字永岡 1 9 0 1 - 2 ほか3筆
岩川 ウキヨ (亡) 岩川 一紀	あさぎり町	東 史郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町深田南字小島 5 8 1 ほか1筆
大見 正治	芦北町	浪崎 太平	芦北町	葦北郡芦北町大字田浦字中村9 5 2 - 7 ほか3筆

山下 公司	芦北町	浪崎 太平	芦北町	葦北郡芦北町大字田浦字中村 9 6 2 - 1
岩本 伸一 (亡) 岩本 朴	芦北町	山下 康一	芦北町	葦北郡芦北町大字田浦字岩屋川 内 1 9 1 4 - 1 ほか 1 筆
毛利 正光	芦北町	毛利 和成	芦北町	葦北郡芦北町大字高岡字玉白 1 4 8 ほか 2 筆
池田 憲二	兵庫県 加古川 市	池田 静彦	芦北町	葦北郡芦北町大字古石字筆坂 5 4 7 ほか 1 筆
倉本 恵	芦北町	徳永 健次	芦北町	葦北郡芦北町大字小田浦字沖田 2 4 5 3 - 1 ほか 1 筆
草野 義雄	芦北町	徳永 健次	芦北町	葦北郡芦北町大字大岩字古寺川 内 3 3 6 - 1 ほか 5 筆
徳島 サナエ (亡) 徳島 正則	芦北町	徳永 健次	芦北町	葦北郡芦北町大字大岩字古寺川 内 3 4 8
出崎 和美	芦北町	農事組合法人 みのり会	芦北町	葦北郡芦北町大字大野字西平 8 5 5 ほか 1 筆
渡辺 朋子	芦北町	農事組合法人 みのり会	芦北町	葦北郡芦北町大字國見字上堂園 1 4 0 - 2 ほか 1 筆
櫻井 優一 (亡) 櫻井 正明	芦北町	宮本 和市	芦北町	葦北郡芦北町大字高岡字玉白 1 3 0 - 2 ほか 2 筆
櫻井 優一	芦北町	宮本 和市	芦北町	葦北郡芦北町大字高岡字玉白 1 2 6
田中 留美子	福岡県 大野城 市	塚本 潔	芦北町	葦北郡芦北町大字八幡字榎丸 2 3 6 - 3
田中 留美子	福岡県 大野城 市	宮石 崇	芦北町	葦北郡芦北町大字八幡字大坪 3 3 5

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
大無田 満浩	球磨村	人吉市上原田町字上原字八反堀 1 3 2 9

2 認可年月日
令和7年(2025年)11月13日

熊本県公告第681号
農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和7年(2025年)11月21日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
草野 徹 (亡) 草野 憲一	山口県 山口市	野口 智浩	熊本市	宇土市三拾町字堂ノ本 3 3 1 - 1
西山 憲彰	宇土市	福島 孝男	宇土市	宇土市三拾町字前田 3 3 8 ほか

				3筆
森 茂徳	宇土市	森 翔輝	宇土市	宇土市上綱田町字梅岡3794 ほか1筆
岡崎 亨	宇城市	岡崎 健二	宇城市	宇城市松橋町砂川字知火場60 －4
本田 暢博	宇城市	本田 武	宇城市	宇城市松橋町久具字歌津316 9ほか1筆
村田 寛	宇城市	津志田 道義	宇城市	宇城市不知火町高良字柳下12 34
小細工 晴季	宇城市	河野 大樹	宇城市	宇城市不知火町大見字傍示尾8 0－1ほか3筆
舩井 和生	宇城市	井澤 立介	宇城市	宇城市豊野町下郷字新開927 －1
中野 政光	宇城市	高村 充	宇城市	宇城市豊野町上郷字坂口308 7－1ほか1筆
久保 倫子	宇城市	吉田 浩人	宇城市	宇城市小川町北小野字年ノ神5 24ほか1筆
坂本 ひとみ	熊本市	山下 篤子	宇城市	宇城市小川町新田字堤添78
松崎 健次郎	宇城市	宮崎 義彦	八代市	宇城市小川町新田字北古川73 4－1ほか1筆
堀尾 由香	熊本市	堀尾 長門	熊本市	宇城市不知火町永尾字東背ノ草 96－25ほか7筆
西山 美代子	宇城市	堀尾 長門	熊本市	宇城市不知火町永尾字東背ノ草 96－8
坂口 恵美子	宇城市	堀尾 長門	熊本市	宇城市不知火町永尾字東背ノ草 96－2ほか2筆
宮脇 到一	荒尾市	隅倉 侑大	荒尾市	荒尾市牛水字下牟田1350
荒木 宏治	荒尾市	隅倉 侑大	荒尾市	荒尾市牛水字南鳥芋田906
荒木 宏治 (亡) 荒木 竹義	荒尾市	隅倉 侑大	荒尾市	荒尾市牛水字平潟1410
清田 光明	玉東町	上村 幸満	玉東町	玉名郡玉東町大字原倉字尾池1 038－1
松田 玉緒	玉東町	有限会社アグリファームき よた	玉東町	玉名郡玉東町大字上白木字黒牟 田433－1ほか2筆
松田 玉緒 (亡) 松田 耕助	玉東町	有限会社アグリファームき よた	玉東町	玉名郡玉東町大字上白木字黒牟 田438
原田 重利	玉東町	有限会社アグリファームき よた	玉東町	玉名郡玉東町大字木葉字古久保 田148
中川 伸次	玉東町	有限会社アグリファームき よた	玉東町	玉名郡玉東町大字原倉字狐平4 72ほか5筆
村上 賢弥	玉名市	有限会社アグリファームき よた	玉東町	玉名郡玉東町大字西安寺字五反 畑760－1ほか5筆
宮前 みき子	荒尾市	矢野 博行	荒尾市	荒尾市宮内字南352－1
矢野 博行 (亡) 矢野 順一	荒尾市	矢野 博行	荒尾市	荒尾市宮内字南353－1ほか 2筆

浦濱 富子 (亡) 浦濱 光代	荒尾市	上田 惣一	荒尾市	荒尾市荒尾字日焼3253-1
福田 榮一	荒尾市	上田 惣一	荒尾市	荒尾市荒尾字日焼3254-1
福田 キミコ	荒尾市	上田 惣一	荒尾市	荒尾市荒尾字日焼3257-1 ほか1筆
本村 修二	荒尾市	上田 惣一	荒尾市	荒尾市荒尾字日焼3250-1 ほか1筆
弥山 和榮	荒尾市	上田 惣一	荒尾市	荒尾市荒尾字日焼3264-1
伊藤 岑	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市宮内字川向397-4
浦川 恵美子	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市荒尾字沖田3327-1
島田 博	兵庫県 神戸市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市宮内字川向394-1
下田 英一	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市宮内字川向397-2
下田 隆	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市宮内字川向396-2
田中 浩一	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市荒尾字沖田3328-1
田中 輝清	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市荒尾字沖田3321-1
田上 美子	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市宮内字川向392-4
月田 節子	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市荒尾字日焼3260-1
中道 健次	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市荒尾字沖田3329-1
西浦 聖二	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市荒尾字沖田3326-1
西川 一峰	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市宮内字川向392-3
平井 俊彦 (亡) 平井 ナミコ	熊本市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市荒尾字沖田3324-1
福田 尚友	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市宮内字川向392-1
藤村 榮子	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市宮内字川向392-2
藤本 裕子	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市宮内字川向397-5
松尾 美奈子 (亡) 松尾 秀直	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市荒尾字日焼3262-1
松尾 稔	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市荒尾字日焼3262-2
松永 栄子	長洲町	松尾 稔	荒尾市	荒尾市宮内字川向396-3 ほか1筆
水野 正嗣	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市荒尾字沖田3330-1
宮川 博行	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市荒尾字沖田3325-1
村中 イツエ	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市荒尾字沖田3331-1
藪内 正剛	荒尾市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市宮内字南355-1 ほか1筆
吉田 憲司	福岡県 久留米 市	松尾 稔	荒尾市	荒尾市宮内字川向396-4 ほか1筆
上川 英二郎	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾2119-3
上田 和幸	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾2114-2 ほか1筆
上野 茂徳	福岡県 大牟田 市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾2122-4
垣田 吉穂	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾2119-4
垣田 吉穂 外1名	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾2119-5

柏木 博	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾 2 1 2 2 - 2
城戸 文雄 (亡) 城戸 忠	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾 2 1 1 6 - 1
木山 露子	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾 2 1 1 6 - 5
小柳 律子 (亡) 垣田 レイ子	福岡県 大牟田 市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾 2 1 2 2 - 1
嶋川 栄二	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾 2 1 1 6 - 2 ほか1筆
嶋川 幸一	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾 2 1 1 9 - 1
杉浦 美代子	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾 2 1 2 2 - 3
田上 禮子	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字北屋形山 3 2 3 2 - 1
中村 かおり 外1名	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字北屋形山 3 2 3 5 - 1
畑中 二郎	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字北屋形山 3 2 3 3 - 1
馬場 ミチ子	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾 2 1 1 9 - 2
本村 希土親	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾 2 1 1 4 - 3
本村 眞一	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾 2 1 1 4 - 4
前田 徳之	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾 2 1 1 1 - 2
宮下 昌子	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾 2 1 2 2 - 5
宮下 優子	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾 2 1 1 4 - 1
弥山 隆義	荒尾市	垣田 吉穂	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾 2 1 1 1 - 5
荒木 育司	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字七反坪 2 2 3 5 - 2
上野 フミ子	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字芋尾 1 8 9 5 - 1
上野 優子	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市宮内字南 3 4 5 - 1 ほか 4筆
垣田 芳徳 (亡) 垣田 ミヤ子	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字芋尾 1 8 9 9 - 1
垣田 吉穂	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市宮内字南 3 4 4 - 1
坂井 一昭	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字七反坪 2 2 3 5 - 4 ほか2筆
坂上 幸代	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字芋尾 1 8 2 1 - 1
坂木 英顯	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字七反坪 2 2 3 3 - 1
笹尾 昭紀	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字七反坪 2 2 3 5 - 3
高本 ヒロ子	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市宮内字南 3 4 7 - 1
田中 洋二	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市宮内字南 3 5 0 - 2
月田 巧	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字芋尾 1 8 5 4 - 1 ほか1筆
中田 義彦	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字芋尾 1 8 2 0 - 1
林田 光弘	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字七反坪 2 2 3 3 - 7
本村 アサエ (亡) 本村 喜馬八	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字七反坪 2 2 3 3 - 6

前田 文雄	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字七反坪2235-7
松永 佳範	東京都杉並区	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字芋尾1896-1
水本 潔	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字七反坪2237-2ほか1筆
宮前 洋孝	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字七反坪2237-4ほか1筆
宮村 敏 (亡) 宮村マサ子	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字七反坪2233-3
宮脇 卓也 (亡) 宮脇セイ子	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字七反坪2233-5
村上 博法	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字七反坪2237-1
本木 和枝	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字芋尾1897-1
湯村 トシエ	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市宮内字南351-1
吉川 志光	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市荒尾字七反坪2235-1
柏木 一二	荒尾市	荒木 昭典	長洲町	荒尾市荒尾字沖田3341-1
佐藤 知子	荒尾市	荒木 昭典	長洲町	荒尾市荒尾字沖田3335-1
下田 博春	荒尾市	荒木 昭典	長洲町	荒尾市荒尾字沖田3333-1
西川 勝弘 (亡) 西川弘	荒尾市	荒木 昭典	長洲町	荒尾市荒尾字沖田3339-2
西川 勝弘 (亡) 西川シズ子	荒尾市	荒木 昭典	長洲町	荒尾市荒尾字沖田3339-1
宮本 憲司	荒尾市	荒木 昭典	長洲町	荒尾市荒尾字沖田3343-1
山中 博文	荒尾市	荒木 昭典	長洲町	荒尾市荒尾字沖田3337-1
垣田 英信	福岡県大牟田市	株式会社クラフトマン	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾2124-1
浦濱 志景子	荒尾市	株式会社クラフトマン	荒尾市	荒尾市荒尾字笹尾2124-2

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
川久保 慎吾	荒尾市	荒尾市野原字郷楽949-1

2 認可年月日
令和7年(2025年)11月13日

登 載 依 頼

熊本県環境影響評価審査会公告第3号
熊本県環境影響評価審査会第二部会の会議を、次のとおり開催する。
令和7年(2025年)11月21日
熊本県環境影響評価審査会

1 開催日時
令和7年(2025年)11月28日(金)午前9時30分から正午まで

2 開催形式
会場：熊本県県庁 本館5階 審議会室(熊本市中央区水前寺6丁目18-1)
オンライン形式：Cisco Webexを利用する。

- 3 審議内容
「長洲港土砂処分場整備事業に係る環境影響評価準備書」について
- 4 傍聴者の定員
会場：10人
オンライン形式：200人
- 5 会場における傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の15分前までに集合すること。
(2) 傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 オンライン会議形式の傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、電子申請システム「L o G o フォーム」により、令和7年(2025年)11月26日(水)午後5時までに申し込みを行うこと。
(2) 申し込みが定員に達した場合は、予定より早く申し込みを早く締め切る場合があるため、留意すること。
- 7 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境影響評価審査会事務局(熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班)
電話096-333-2268

熊本県警察本部公告第151号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
令和7年度(2025年度)警察機関向けマイクロソフトのライセンス調達業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部情報管理課
- 3 落札者を決定した日
令和7年(2025年)10月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
福岡市中央区天神一丁目12番20号
株式会社Q T n e t
- 5 落札金額
73,753,097円(うち消費税及び地方消費税の額6,704,827円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年(2025年)8月29日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

令和7年度(2025年度)鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和7年(2025年)11月21日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
令和7年(2025年)年11月26日(水)午後2時から午後4時
- 2 開催場所
熊本県鹿本総合庁舎3階 大会議室(山鹿市山鹿1026-3)
- 3 議題(予定)
協議事項
(1) 審議事項：救急病院の認定(更新)※非公開
(2) 協議事項
① 第8次熊本県保健医療計画〔鹿本保健医療圏〕の「救急医療」※非公開
② 第8次熊本県保健医療計画〔鹿本保健医療圏〕の「災害医療」
(3) 報告事項
① 第8次熊本県保健医療計画〔鹿本保健医療圏〕「健康危機管理に関する体制」について
② 管内における感染症及び食中毒の発生状況について

③ 医療安全支援センター運営状況について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議開催前日までに問合せ先に電話により申込みをすること。

(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

山鹿市山鹿1026-3

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局(熊本県山鹿保健所総務福祉課内)

(電話0968-44-4121) 午前8時30分から午後5時まで

※議題(予定)の(1)と(2)の①については、県情報公開条例第7条に規定する、「特定の個人を識別することができるもの」及び「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものと認められる情報」が含まれているため、非公開とする。

熊本県人事委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月21日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第29号

熊本県人事委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県人事委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則(令和5年熊本県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「☐健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、)」を」の次に「提示し、又は」を加える。

別記第15号様式中「☐健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「資格を証明する書類(訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、)」を」の次に「提示し、又は」を加える。

別記第23号様式中「☐健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「法定代理人による」を「代理人による」に改め、「資格を証明する書類(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、)」を」の次に「提示し、又は」を加える。

附 則

1 この規則は、令和7年12月2日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県人事委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の規定により提出されている請求書は、改正後の熊本県人事委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の規定により提出された請求書とみなす。

熊本県教育委員会告示第37号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)11月21日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

1 競争入札に付する事項

令和7年度(2025年度)熊本丸中間検査及び一般整備工事業務

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、営業種目が「車両・船舶・航空機類」、詳細業種が「車両・船舶整備」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年(2025年)12月1日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第55号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)11月21日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
令和7年度(2025年度)熊本丸中間検査及び一般整備工事業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎(管理棟1階 事務室)
郵便番号 863-2507 天草郡苓北町富岡3757番地
- (3) 業務の内容
令和7年度(2025年度)熊本丸中間検査及び一般整備工事業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 委託期間
契約締結の日から令和8年(2026年)3月31日(火)まで
- (5) 履行場所
請負業者の所有する造船所
- (6) 入札方式
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(4)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、営業種目が「車両・船舶・航空機類」、詳細業種が「車両・船舶整備」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

- 公告の日から令和7年(2025年)12月1日(月)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本丸が入渠可能な造船所を有し、本業務が実施可能な浮きドックを有すること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ ドック施工予定場所の住所及び浮きドックの規模等を記載した資料(パンフレット等)
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年(2025年)12月11日(木)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)12月11日(木)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)1月8日(木)まで行う。
- (3) 入札説明会
ア 日時 令和7年(2025年)11月26日(水)午前10時
イ 場所 天草郡苓北町富岡 富岡港 熊本丸船内
- (4) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)1月7日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和8年(2026年)1月8日(木)午前10時00分
(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。
ただし、郵送により提出を行うときは、令和8年(2026年)1月7日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きするとともに中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を

- 朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、1(1)の業務の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (5) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(4)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(4)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (6) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者又は書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (7) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (8) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(4)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (9) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (10) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (11) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨と

- する。
- (2) この調達は、世界貿易機構（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎（管理棟1階 事務室）
電話番号 0969-35-1155
ファックス番号0969-35-2326
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 S u m m a r y
- (1) Name and Content of Consignment
Intermediate inspection of training ship KUMAMOTOMARU and maintenance and repair
- (2) Date and Place of tender
Date:January 8, 2026, 10:00a.m.
Place:Kumamoto Prefectural Amakusatakushin High School Marine Campus
(The first floor in administration building office)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Amakusatakushin High School Marine Campus
3757 Tomioka Reihoku Town Amakusa Gun Kumamoto Prefecture
863-2507, Japan
Phone:0969-35-1155
- (4) Other
Language:Japanese
Currency:Japanese Yen